

避難行動要支援者避難支援ガイドライン（案）の作成について

【経過について】

(1) 平成 28 年 2 月 22 日、政策推進会議(市長、副市長、教育長、各局長の全 23 名で構成)及び災害時要援護者支援連絡会において、避難行動要支援者避難支援ガイドライン(案)(以下 ガイドライン(案)という。)の作成についての市民意見聴取プロセスに基づく手続き(市民意向調査やパブリックコメントの募集等)を進める旨を報告。

(2) 平成 28 年 2 月 24 日から 3 月 15 日、市民意向調査を実施。(回答者 21 人)

(主な意見)

一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方を、地区ごとに完全に把握する作業を普段から行っておくことが肝要である。自治会活動に参加しない人が増えているので、地域自治体だけでなく、行政も実際に動かなければならないだろう。
障害認定を受けた人以外でも高齢者になると膝が悪く歩くのも困難な人もいます特定の人だけでなくもう少し広い範囲で考えて欲しい
社協や民生児童委員では、支援する側の年齢等を考慮すると、本当に支援してもらえるとは考えにくい。また、その方々に個人情報に記載されている名簿の保管を本当に厳重に行われるのかが不安である。
介護の知識が無いものが、要介護者を指定避難場所まで誘導することは、かなり困難であり、訓練が必要と思われますが、訓練の費用は、市が負担されるのか？また、避難誘導時に負傷等をさせた場合の責任は？
地域で防災対策を考えて対応を考えているが個人情報保護でなかなかうまくいかない。
警察や消防や福祉関係などは支援を行うにしても限度があると思います。普段から助け合いの意識を持つ為の早い段階からの教育・普及や啓発がないと、ガイドラインがあっても、実際に行動に移せないと思います。

(3) 平成 28 年 4 月 5 日、上記等の意見を踏まえパブリックコメント募集実施にかかるガイドライン(案)を作成し、政策調整部会(市長、副市長、教育長、各関係局長で構成)において、意見聴取を実施したところ、ガイドライン案については、

もう少しわかりやすいものとし、行政内部の調整を行うべきである。

活用してもらう方(要援護者本人及び避難支援等関係者)にあわせた、わかりやすい簡略版をそれぞれ作成すること。

上記大きな 2 つの意見が出され、再度修正することとなった。

【今後の予定について】(3ページ参照)

平成28年10月 パブリックコメント募集
平成28年11～12月頃 災害時要援護者支援連絡会
平成28年12月 政策推進会議
平成29年1月 パブリックコメント結果公表

なお、スケジュールについては、現時点での案であり、今後、行政内部の調整状況等により変更となる場合があります。

【避難行動要支援者名簿について】

- (1) 今年度は、新規対象者（新たに要介護認定や障害者手帳の交付を受けた方など）及び昨年度回答があったが、意思表示（同意・不同意）の確認ができなかった方に対して、同意確認の通知を郵送する。
- (2) 昨年度、未回答者に対しては、同意確認の通知の郵送は行わず、市報等により名簿登録の意思表示ができる旨を広報していく。
- (3) 毎年度更新し避難支援等関係者（警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自治会等））へ順次提供していく。
- (4) 今後、関係者、市民にかかる意識啓発等に関する取組みを進めるとともに、要援護者を含めた避難訓練の実施や、要援護者の生活実態を反映した台帳づくり、防災マップづくりなどに取組むなど地域の実状に応じて行われる支援活動全般に関わる支援を災害対策課とともに行なっていきます。